

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業		
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内等での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療等が可能な体制の整備を支援することにより、国籍に関わらず適切な入院治療等が提供される環境の確保を図る。		
補助事業の対象となる者	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、兵庫県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」である医療機関		
補助事業の対象となる経費	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費		
補助率	定額		
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <table border="1" data-bbox="512 1252 1350 1346"> <tr> <td data-bbox="512 1252 635 1346">基準額</td> <td data-bbox="635 1252 1350 1346">入院医療機関1施設当たり 10,000,000円</td> </tr> </table> <p>(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p>	基準額	入院医療機関1施設当たり 10,000,000円
基準額	入院医療機関1施設当たり 10,000,000円		
適用除外する条項	_____		
その他の事項	第14条の規定にかかわらず、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者に対し精算額を交付するものについては補助金請求書を省略することができる。		

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>補助事業計画書 (様式 1 - 1)</p> <p>補助金所要額調 (様式 1 - 2)</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第 7 条第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>補助金額の変更以外の変更</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>_____</p> <p>(添付書類)</p> <p>交付申請時の添付書類に準じるものとする。</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第 9 条第 1 項	<p>(報告事項等)</p> <p>必要が生じたときに、別途通知する。</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>補助事業実績報告書 (様式 2 - 1)</p> <p>補助金精算額調 (様式 2 - 2)</p> <p>(指定期日)</p> <p>事業完了後 30 日以内 (第 7 条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から 30 日以内) 又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日</p>
第 1 9 条第 1 項	<p>(処分制限期間)</p> <p>補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号) に基づくものとする。</p>